

所沢市告示第 237 号

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年4月30日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第 238 号

所沢市公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月30日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示 第 239 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、
次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和 7 年 4 月 30 日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 許可番号 令和 7 年 1 月 15 日
第 29R060410 号

2 検査済証番号 令和 7 年 4 月 28 日
第 36R07002 号

3 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

所沢市上新井二丁目14番19、同番20、同番21、同番22、同番
23、同番24、同番25、同番26、同番27、同番28、同番29

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美

所沢市告示 第 240 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、
次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和 7 年 4 月 30 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 許可番号 令和 7 年 1 月 31 日
第 29R060430 号
- 2 検査済証番号 令和 7 年 4 月 28 日
第 36R07003 号
- 3 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
所沢市けやき台二丁目23番1、同番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
越谷市南越谷一丁目21番地2
株式会社中央住宅
代表取締役 品川典久

公 示 送 達 書

所沢市告示第241号

令和7年4月30日

下記の書類は、本市介護保険課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。
なお、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

	送達すべき書類	通知書番号	住所	氏名
--	---------	-------	----	----

公 示 送 達 書

所沢市告示第 242 号

令和 7年 4月30日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納税通知書番号	住所（所在地）及び氏名（名称）

所沢市告示第243号

所沢市街づくり条例（平成16年条例第1号）第10条の規定に基づき、所沢都市計画高度利用地区の変更（所沢市：所沢駅西口地区）に関する原案の説明会の開催及び縦覧を実施します。

令和7年4月30日

所沢市長 小野塚 勝俊

1. 都市計画の原案の作成の趣旨

本地区を含む所沢駅西口周辺において、土地区画整理事業や市街地再開発事業により再整備が進んでいること、また、都市計画道路3・5・10中央通り線の一部が整備されたことに伴い、沿道について合理的かつ健全な土地利用を図るため、高度利用地区を変更するものです。

2. 都市計画の種類

高度利用地区

3. 都市計画の名称

所沢都市計画 高度利用地区

4. 都市計画の位置及び区域

所沢駅西口地区（所沢市日吉町の一部）

5. 都市計画の原案説明会の開催の日時及び場所

令和7年5月13日（火）午後6時30分から午後8時まで
所沢市役所高層棟6階 604会議室

6. 縦覧の期間及び場所

令和7年5月14日（水）から令和7年5月28日（水）まで
土・日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
所沢市役所高層棟5階 都市計画課

7. 意見書の提出期間

令和7年5月14日（水）から令和7年5月28日（水）まで

8. 意見書のあて先

所沢市長 小野塚 勝俊

9. 意見書の提出先

所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所高層棟5階 都市計画課

公 示 送 達 書

所沢市告示第 244 号

令和 7年 4月30日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納 税 通 知 書 番 号	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)

公 示 送 達 書

所沢市告示第 245 号

令和7年4月30日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長

小野塚 勝彦

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納税通知書番号	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)